

## 特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱要領

### 1 基本的な手続

- (1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、残余の構成員が2者である場合においては、当該2者が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請に限り行うことができるものとする。
- (4) 構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、(1)から(3)までの認定又は確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。
- (5) (1)から(3)までの認定又は確認の申請に伴い入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (6) (1)から(3)までの認定又は確認の手続は、可能な限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

### 2 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例

- (1) 総合評価落札方式を実施する場合における1(1)から(3)までの申請は、次のア及びイに掲げる期限内に受け付けるものとする。

ア 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第13条の規定に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の期限（技術提案の再提出が2回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限）

イ ア以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、市長が定める期限

- (2) (1)の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、1(6)にかかわらず、認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同月以降に行う下松市契約規則（平成27年下松市規則第7号）第4条の規定による入札の公告について適用する。